はじめに

### 史苑(第八○巻第二号)

## 声と色から読み解く歴史文書学 イランのモンゴル帝国期命令文書から

四日市 康 博

語やトルコ語なども一部行政文書に使用された

内モンゴルのエチナで発見された黒水城文書(ハラホト文書)には元朝の亦集乃路総管府という役所

政が主流であった。そこへ支配者としてモンゴルが現れることによって宮廷や行政機構の上層ではモン 拡大した。ユーラシアの東、中国では当然ながら大多数の住民が漢人であったため、漢文による文書行 ーム (イスラーム世界で旧東ローマ帝国領を指す)までユーラシアのきわめて広範囲にまで支配領域を

「モンゴル帝国期命令文書」という文書様式がある。モンゴル帝国は、東は中国から西はイラン、ル

ゴル語が使用され、さらにはムスリムやトルコ系の人々なども官僚として取り込まれたため、ペルシア

- 1 -

声と色から読み解く歴史文書学(四日市

古新字」と称されることからモンゴル語にのみ対応する文字と見なされがちであるが、 することができた多言語対応のパクパ文字(パスパ文字)である。パクパ文字は史料に「蒙古字」や「蒙 漢語とモンゴル語の複合文書、漢語とペルシア語の複合文書なども見受けられる。これらの多言語環境 来していたが、そこにもやはり、 る多言語仕様である。また、チベットではいくつかの寺院に元朝の皇帝や官府から発給された文書が伝 に対応する形で公的に導入されたのが、モンゴル語、トルコ語、チベット語、さらには漢語にまで対応 に保存されていた大量の行政文書が含まれていたが、そこには漢語文書のみならず、モンゴル語文書 モンゴル語・漢語・チベット語の文書が含まれている。 漢語にも対応す

ア語にトルコ語・モンゴル語を加えた形で多言語の文書行政がおこなわれた。 朝期にはそれらとトルコ語が複合した文書行政がおこなわれ、モンゴル支配期にもアラビア語・ペルシ アラビア語・ペルシア語の文書行政が存在していたが、モンゴルの前にイランを支配したセルジューク 部からイランにかけても、モンゴル時代の多言語環境は同様であった。 イランではイスラーム伝播以来 語とならんでトルコ語の文書、 方、中央アジア、例えば、 トルファンや敦煌ではやはり大量の文書が出土しているが、そこでは漢 漢語・トルコ語の合璧文書が多く出土している。さらに、中央アジア西

文書行政の言語的なベースとなった被支配層の住民たちの言語文化や文字文化はユーラシアの東西で大 文書行政がおこなわれていたが、当然ながらそれぞれの地域によって使用されていた言語や文字は異な このように、ざっとモンゴル帝国期のユーラシア東西を見渡してみても、 いずれも支配層であったモンゴルやトルコの言語が介入しているのはこの時代の特徴といえるが 東から西まで多言語による

1 句レベルでは、あたかも直訳したかのような共通の言い回しを持つこと、の二点である。ただし、 が見られる。それは、 政がおこなわれ、 について取り上げることとしたい では「モンゴル帝国期文書様式」そのものを論じるわけではない。ここでは、文書の持つ「声」と 国ではモンゴル語、 の行政文書に見られる。それが「モンゴル帝国期命令文書様式」である。 まず、文書の「声」であるが、これは端的に言えば、文書発令の「発令様式宣言」或いは「文書様式宣言」 それにもかかわらず、このモンゴル帝国期とそれに続くポスト゠モンゴル期にはある共通の様式がそ 文書の「声」 或いはいくつかの言語が複合した文書が作成されたが、それらの文書には或る共通点 漢語、チベット語、トルコ語、ペルシア語などなど、 言語と文字の違いにもかかわらず、(1)全体的に共通の文章構造を持つこと、 実に多くの言語による文書行 上に見たように、 モンゴル帝 本稿 (2) 語

まっていたが、モンゴル帝国を継承した元朝においては同様に発令者・発給者の立場によって文書の を指す。 する「令旨」、皇帝の仏教上の師である帝師・国師であれば「法旨」というようにである。これらはモン を意味する「聖旨」。皇后であれば、皇后の勅令を意味する「懿旨」、 ゴル語で発令された場合にも同様の序列が存在し、 「型」、すなわち、「発令様式」「文書様式」が決定されていた。例えば、皇帝(ハーン)であれば、 中国の公文書は古来、文書の発給者・発令者と受領者の関係によって文書や発令の名称が決 皇帝の勅令はジャルリグ jarliy,、皇后の勅令はイジ 諸王(王)であれば王の命令を意味 勅令

史苑

伝わるようになっていたのである。 み上げられた。真っ先に読み上げられるのは、冒頭定型句である。そこでは、誰の権威の保障のもとに 声として発せられ、それを近侍のジャルリグチ(勅令書記/中国における起居注)が書き起こしていた。 誰がどのような型の文書を発令したのか、その「発令様式」が宣言される。 要な命令などは、文書の伝達にあたり、儀礼的な「開読」、すなわち、文書が開示され、 ては、これらの型はいちいち声に出して読み上げられることはなかったと思われるが、皇帝の勅令や重 本来の意味は「貴人のお言葉」である。モンゴル帝国゠元朝、そしてイルハン朝においても、 以前は文字が無かったため、口頭での伝達が一般的であった。勅令にあたるモンゴル語の「ジャルリグ」も もっとも、巨大な行政機構の末端に位置する官府や役所の文書行移(文書の伝達授受のこと)におい 王族はウゲügeというように、モンゴル語に漢語が対応していた。モンゴルにおいては帝国成立 声によって文書の重要度が 声に出して読 皇帝の勅令は

声と色から読み解く歴史文書学

(四日市

# 2.「声」から「形」、「形」から「色」へ

形と色を認識させる役割を果たしたのが、印章であった。 声によって文書を認識することはなかったはずである。では、 終わらないであろう。 属する官府の役人が処理する膨大な文書をいちいち声に出して読んでいたら、いつまでたっても仕事は しかし、 声に出して読み上げられるのは、重要な命令や儀式的な命令だけである。行政機構の末端に したがって、その行政機構の下部構造、そこに属する官吏たちは、 何で認識したのか。形と色である。その

史 苑 の 窓

ている。 っていた。すなわち、印章が大きければ大きいほど、押印される文書の権威も強いことを意味していた. 則 が重要な意味を持つ。モンゴル帝国=元朝も中国の印章制度を継承したが、その形状は皇帝の御璽、 イランのイルハン朝で採用された印章制度においても印章の寸法は押印者/発令者の権威序列に基づい をさらにビジュアル的にシンボライズし、可視化したものが印章である。したがって、その形と大きさ 官職印すべてが正方形であり、権威序列によって寸法に厳格な規定があり、 その命令の権威序列を一言に集約したのが「発令様式」「文書様式」であるとするならば、それ 声に出す内容を他者に伝達する手段として、文字を使って記録し、文書を作成するのであ 押印される位置も決ま

きさと朱色からそれが王印・官印であると容易に判断できたのである。 る程度の大きさを有するのに対して、私印は一目で判別可能なほど小さいのが一般的であった。印の大 て重要なのは、その文書が私的なものか公的(官制)文書であるかという点であった。王印・官印が或 しかし、印の寸法だけから発令者が誰なのか判断できるわけではない。 印章の大きさが示す情報とし

#### 3. 印章の「色」

朱印を有していた中国に対して、イランではごく限られた上級権威者だけが朱印を保有していた。すな 御璽として使用されたが、それはやや特別な意味合いを有していた。上は皇帝から下は地方の官府まで 国から印章制度を取り込んだイランでは事情は少々異なる。イランでも方形朱印は官印或いは

史苑

にかけての朱印では漢字が使用された。漢字で刻された印章の多くは皇帝印 ゴル語・トルコ語およびペルシア語で「アル=タムガ」(朱印)と呼ばれる。特にイルハン朝初期~中期 =ディーワーンと呼ばれる行政長官職の者たちだけに方形朱印の使用が認められた。このような印はモン 最上級位の者たち、ペルシア人など官僚層ではワズィールと呼ばれる文人トップの宰相職およびサー かったのである。以下、様々な色の印章について、その性格の違いと色が示していた意味を提示してみよう。 る東アジア圏と違って、イランでは のいくつかは実際に元朝の印章がイランにもたらされたものと見られる。ただし、「公」=「朱印」であ 支配層であるモンゴル人・トルコ人では大アミールと呼ばれる重臣のなかでも、序列第四位以上の 「朱印」以外の色の印も存在する。印章の色によって文書の性格がわ (御璽)や官職印である。 そ

声と色から読み解く歴史文書学

(四日市

「朱印」か「金印」かっ

(1)

(tamghāhā-ye bozorg))と呼ばれ、官印の「朱印」(アル=タムガ)とは区別されることが多い。 言った場合の概念範囲にはやや相違がある。ペルシア語で朱印は官印を意味するが、モンゴル語では皇帝 ル語では朱墨を使用していることから「朱印」(アル=タムガ)と呼ばれるのに対し、ペ の御璽も重臣や宰相の官印も一様に「アル=タムガ」と呼ばれる。一方、ペルシア語では皇帝の御璽は「金印」 (アルタン=タムガ(ペルシア語表記は altūn tamghā))或いは「大璽印」(タムガハーイ ハン ヒツジ年 (一二七一)発令ウゲ(王令)文書のように、実際に御璽印影の朱墨の上から金泥で金色 の敬意から「金印」(アルタン=タムガ)と呼んだものとみられる。 モンゴル語で「アル=タムガ」と言った場合と、ペルシア語で「アル=タムガ」と イラン国立博物館所蔵アバ ルシア語では エ=ボゾルグ モンゴ ガ

(2)徴するのが金色であるとされる。 国 用できたのに対して、イランの金印は皇帝たるイルハンや皇后以外は使用できなかったと考えられる。 健者チンギス=ハンの一族は「黄金の氏族」と呼ばれ、天や神聖を意味する青・白に対して、王権を象 の印影のように施された事例も存在する。 モンゴル帝国や元朝の印章では確認されていないが、イルハン朝には金印そのものが存在する。文字 元朝で「金印」というと、材質が金や鍍金の印章を指す。 いずれも材質を指す。しかし、イランの金印は印影そのものが金色なのである。モンゴル帝国 金の印影を為す印である。またもややこしいが、

したがって、

中国の金印

(材質が金の印)

が王族

・重臣・高官でも使

純粋な金印は中国にも存在する。

ただし、中

同様に、中国で銀印・銅印と言ったばあ

の

#### 「朱印」と「黒印

= アルダビーリー聖廟伝来文書群 の場合は 年月日に重ねて黒印が押印される。或いは、朱印と黒印が同時にふたつ押印されるケースもある。 印が朱印と同じように使用される事例が見られる。 漢字で官名或いは職名が刻される朱印に対して、黒印はいずれも個人名が刻されるからである。この黒 印された文書がいくつか見られる。黒はモンゴル語・トルコ語で「ハラ(カラ)」qalaと呼ばれるが 黒印は 朱印とならんで使用されたのが黒印である。イランに所蔵されるシャイフ=サフィー=ウッディーン 「ハラ゠タムガ」と呼ばれる。朱印が官職印であるのに対して、黒印は個人印である。 例外なく左側に朱印(官職印)、右側やや下方に黒印 (以後、アルダビール文書と称する) には、 本来、 朱印が押印されるべき場所、 (個人印) が押印される。発令者と朱 朱印の代わりに黒印が押 文書末尾の書写 なぜなら

史苑

印されるようになったのであろう。

ように、

もともと個人の署名代わりであった黒印は、イランでは発給者の名を示す朱印と同じように押

声と色から読み解く歴史文書学(四日市)

れた事例が数件あるが、それと前後して署名の代わりに黒印が押印される事例も散見する。 文書(ハラホト文書)や敦煌文書など、地方の官署が発給した文書に見受けられる。そして、それと同様 を中国(元朝)側に求めてみると、文書の末尾で吏員や書記たちが署名をおこなう代わりに黒印を押し 印 は中央から遠く離れた官府文書が多いため、 たちの側近が上奏を取り次ぐ際にその内容を確認して署名・押印したものであろう。元朝の黒水城文書 ル・トルコ系およびイスラーム系の名前が多く見られることから、皇帝(イルハン)や重臣(アミール の使用例がイランでも見られるのである。アルダビール文書のなかには文書の裏側に数名の署名がなさ ると考えられる。もともとこの種の黒印は個人の署名の代わりに使用されたものであった。 りも強力な権威が付与されたのである。 の上奏を収録した官撰史料にはイランの裏書きと似たパターンの書き込みを有するものがある。 ・黒印 ただし、このような黒印の使用例が中国では見られないにもかかわらず、この黒印も中国が (重臣) 文書が真正でその内容や手続きに不正がないことを保障する裏書きである。その名前にはモンゴ 署名を崩した花押を記す代わりに花押印を押印したりする事例が散見する。特に、 の押印者 である。 (所有者) 官職を示す朱印と個人を示す黒印が同時に押印されることで、朱印のみの文書よ は同一人物であり、 同様の裏書きはほとんど見られないが、 黒印の所有者は多くの場合モンゴル・ウイグルのアミ 皇帝の勅令や皇帝 それは黒水城 これらの署 同様の事例 起源 であ

(3)、謎多き「青印

文書は財政関連の文書であり、 合は皇后)の青緑印であったことがわかる。この種の色の印章も中国では確認することができない。ペ れてしまって、その刻文を特定することができない。しかし、文書本文には、「ヤシール=ベルゲ= この種の印影はきわめて事例が少なく、現存のアルダビール文書では一件のみ。 たことから、 金印などが使い分けられていたと説明されるが、青緑印に関する記述はない。 ルシア語史料『歴史集成』Jāmi'al-Tavārīkh には皇帝 バーラク」yashīl bilgā-ye mubārak(吉祥なる緑の印)と明記されており、その押印が皇帝 これ以外に、イランにはモンゴル語で「フフ=タムガ」という青印 青緑印の用途も財政・税制に関わるものであった可能性が高 モンゴル帝国や元朝では戸籍簿や住民台帳が (イルハン) の印章として朱印 (青緑印) 「青き帳冊」と呼ばれてい 青緑印が押印されている しかも、 が存在した。 ・黒印・大印 印影自体は薄 (この場

### おわりに:受け継がれる色と形

の分類として呼称されるようになる。朱印文書であれば「アル=タムガ」(朱印文書)、黒印文書であれ された「色」によって大まかに識別することができた。そのため、イランでは印章の色がそのまま文書 発令者と文書末尾に押印される印章の所有者が同一であり、その「声」、すなわち、 識別されていた。もともと、文書は発令された「声」を文字化したものであるが、イルハン朝の公文書では 以上のように、 モンゴル支配期イランにおける公文書は中国よりも多彩な色を使用した印章によって 命令の内容を押印

史苑

掛かりとなるのである。

影響をもたらしたのかという点は、

なお研究の余地がある。そこでも、やはり「声」と「色」が重要な手

東アジア的な文書文化のインパクトがそれらにどのような

融合した上で独自の文書文化が展開してゆく。

ウイグル文字に象徴されるモンゴル・トルコ的な遊牧文化とアラビア文字に象徴されるイスラーム文化が

れる。 や印章制度が西方にもたらされ、さらには媒介者たるモンゴル・トルコの文化が加わった上で、イラン・ 代に影響を残してゆくのである。 印章には押印された文書が印章の押印者によって保障され、偽造や改竄を防ぐという機能もある。 ランにおいては一般社会では使用されない漢字やウイグル文字・パクパ文字が使用された。その一方で、 イスラームの伝統的文書作成文化と融合したことによって生まれたものであった。イランでは、この後、 黒印文化は継承され続ける。 アジアに共通の印章文化はポスト゠モンゴル期のイランでもしばらく続いた後に廃れてしまうが、一方で が一目瞭然になるようになっていたのである。その後、「朱印=官印・王印・御璽」という中国および東 人間にとっては印章文字の識別が難解である一方で、その色によって文書発給者の権力=文書の持つ権威 んにおこなわれた。このように、 印章に刻まれる文字は偽造できないように一般的に通行している文字や字形とは異なったものが使用さ 「ハラ=タムガ」(黒印文書)、青印文書であれば「フフ=タムガ」(青緑印文書)というようにである。 篆書体という字体もそうであるが、元朝下の中国の官印では漢字よりもパクパ文字が使用され、 また、 かかる現象は、 モンゴル時代に東アジアからもたらされた印章文化の色は、それぞれ後 金印はトグラー モンゴル覇権下のユーラシアで東アジアの文書作成技術 (署名・草名)文化として継承され、金文字装飾も盛 現地の

声と色から読み解く歴史文書学

(四日市

- 10 -

史

Cerensodnom, Dalantai and Manfred Taube 1993. Die Mongolica der Berliner Turfansammlung Berlin: Akademie Verlag

Cleaves, F. W. 1953. "The Mongolian Documents in the Musee de Teheran." Harvard Journal of Asiatic Studies 16/1-2.

Doerfer, G. 1975. "Mongolica aus Ardabīl." Zentralasiatische Studien 9.

Doerfer, G. 1982-85: "Al-tamĝā." *Encyclopaedia Iranica*. vol. 1. London: Routledge & Kegan Paul

'Emād al-Dīn Sheykh al-Ḥokamā'ī 1387 AHS. Fefrest-e Asnād-e Boq 'a-ye Sheykh Ṣafī al-Dīn Ardabīlī,

舩田善之 二〇〇五「元代の命令文書の開讀について」『東洋史研究』六三-四、三六-六七頁

11

Григорьев, А. II. 1978. *Монгольская Дипломатика XIII-XVвв.* Ленинград: Издательство Ленинградского Университета

Kotwicz, W. 1934. "Formules initiales des documents mongols aux XIIIe et XIVe ss." Rocznik Herrmann, Gottfried 2004. Persische Urkunden der Mongolenzeit. Wiesbaden: Harrassowitz Verlag. Haenisch, Erich 1954-59. Mongolica der Berliner Turfan-Sammlung. 1-2. Berlin: Akademie Verlag

松川節 一九九五「大元ウルス命令文の書式」『待兼山論叢 史学篇』二九、二五-五二頁。

oryentalistyczny 10

小野浩 一九九三「「とこしえの天の力のもとに」――モンゴル時代発令文の冒頭定型句をめぐって 」 『京 都橘女子大学研究紀要』二〇、一〇七-一二九頁。

塔拉・杜建录・高国祥(编)二○○八《中国藏黑水城汉文文献》一○冊、国家图书馆出版社.

Ruled Iran. Orient 50

声と色から読み解く歴史文書学 (四日市

田中謙二 二〇〇〇「元典章文書の研究 第二章 典章文書の基本用語」『田中謙二著作集 第二巻』東京 : 汲 古書院、三七一-三九六頁(原裁:「元典章文書の構成」『東洋史研究』二三-四、一九六五)

西藏自治区檔案館 (編) 一九九五《西藏歴史檔案薈粋》北京:文物出版社

叶其峰 二〇〇三〈元明清官印〉《古玺印通论》北京:紫禁城出版社

Yokkichi Yasuhiro 2010. "Chinese seals in the Mongol official documents in Iran: Re-examination of

the sphragistic system in the II-khanid and Yuan Dynasties."《第三届吐魯番学国際学術研討会論

文集》上海学術出版社 , pp. 215-230.

兀 |日市康博 二〇一二〈伊利汗朝の印章制度における朱印、金印と漢字印 から〉《欧亚学刊 第十辑》北京:中华书局、三一一-三五五页。 元朝の宝璽、 官印との比較

Yokkaichi Yasuhiro 2015 special issue: Multilingual Documents and Multiethnic Society in Mongol-

四日市康博 二〇一五「ユーラシア史的視点から見たイル=ハン朝公文書――イル=ハン朝公文書研究の 序論として」『史苑』七五-二、二五七-三〇〇頁。

几 [日市康博 二○一六「イルハン朝文書行政における朱印と朱印文書──元朝印章制度の伝播と変容] 滴』三七、一〇七-一二八頁。 見史

几 日市康博 二〇一八「イル=ハン朝公文書の印章と文書様式」国立歴史民俗博物館共同研究、基幹研究 する研究」佐倉:国立歴史民俗博物館二〇一八年三月二日(「元朝・イルハン朝の官文書における黒 史文化資料に基づく日本中世社会像の再構築」C「中世文書の様式と機能および国際比較と活用に関 歴

印と花押」として論文を刊行予定

12

- $\widehat{1}$
- 西藏自治区檔案館一九九五。 塔拉・杜建录・高国祥二○○八。
- Haenisch 1954-59; Cerensodnom and Taube 1993
- Kotwicz 1934; Григорьев 1978; 小野 一九九三 ; 松川 一九九五などを参照 Herrmann 2004; 'Emād al-Dīn 1387; Yokkaichi 2015.
- 田中二〇〇〇、三七一-三九六頁。松川一九九五、四五-四六頁。
- 8 小野 一九九三、一二四頁; 松川 一九九五、三八—三九頁; 四日市 二〇一五、二七五-二七七頁。 舩田二〇〇五。

 $\widehat{7}$ 6 5  $\widehat{4}$ 3  $\widehat{2}$ 

9

10 Yokkaichi 2010, pp.220-221.

11

四日市二〇一六。

- 叶其峰 二〇〇三、二五六-二五七頁; Yokkaichi 2015. p. 28.
- 13 12 四月市二〇一二。
- Doerfer 1982-85; 四日市 二〇一六。

(14)ウイグル文字モンゴル語文書(アバガ=ハン勅令(ウゲ)文書)、イラン国立博物館所蔵、

15 四日市二〇一二、三二二-三三八頁

Cleaves 1953

- <u>16</u> アルダビール文書に関しては、Doerfer 1975, Herrmann 2004, Yokkaichi 2015 などを参照
- 17 四日市二〇一八。
- . 18) アルダビール文書、イラン国立博物館所蔵、r.451/s.25871; Harrmann 2004, U10; 'Emād al-Dīn 1387, p.116; 文書本文第八-九行には「署名によって確証されたため、吉祥なる〔皇帝 / 皇后の〕緑の印にて飾られた」と

(本学文学部史学科准教授)